

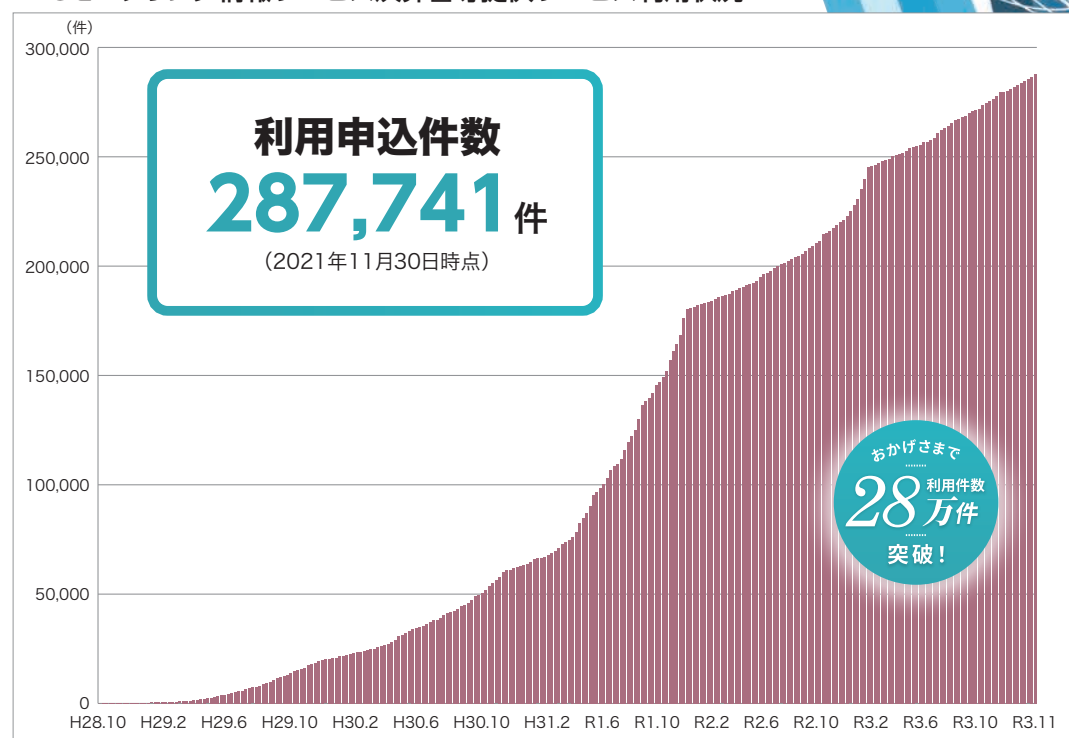


TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.46

ポストコロナに向け認定支援機関による中小企業のDX対応支援、経営改善支援が期待されています

TKCモニタリング情報サービス決算書等提供サービス利用状況



- 認定支援機関である税理士の「伴走支援」で中小企業の底力を引き出してほしい 4
中小企業庁長官 角野然生／TKC全国会会長 坂本孝司
- ポストコロナの事業継続・承継支援 10
神戸大学経済経営研究所所長 家森信善
- 税理士、金融機関との連携強化でよりスムーズな融資が可能に 14
株式会社Flowers for Lena／鈴木博之税理士事務所

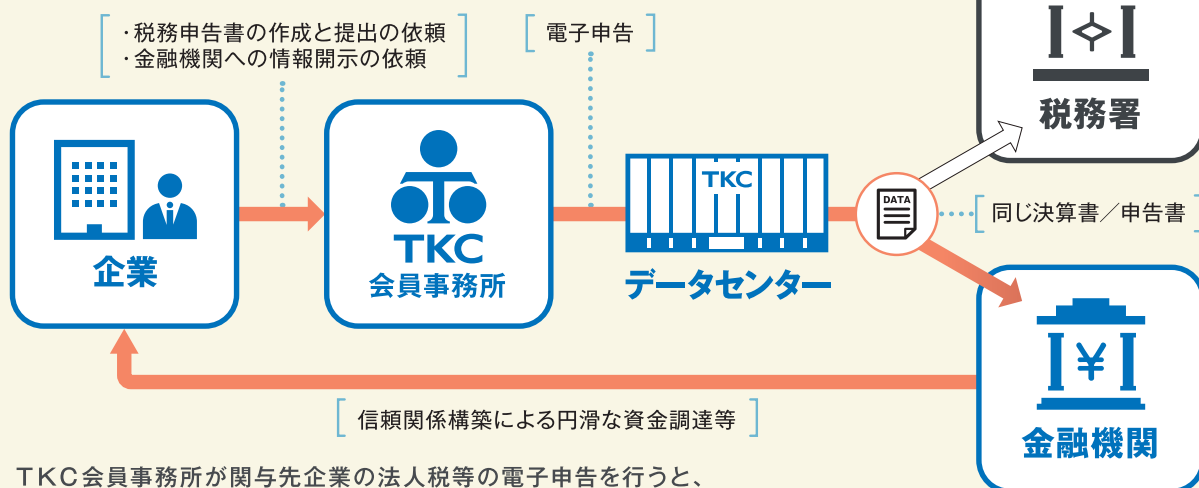
TKCモニタリング情報サービスとは

TKC モニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKC モニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKC モニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

『TKCモニタリング情報サービス通信』 「TKCモニタリング情報サービス」 アンケートにご協力をお願いいたします

次号において

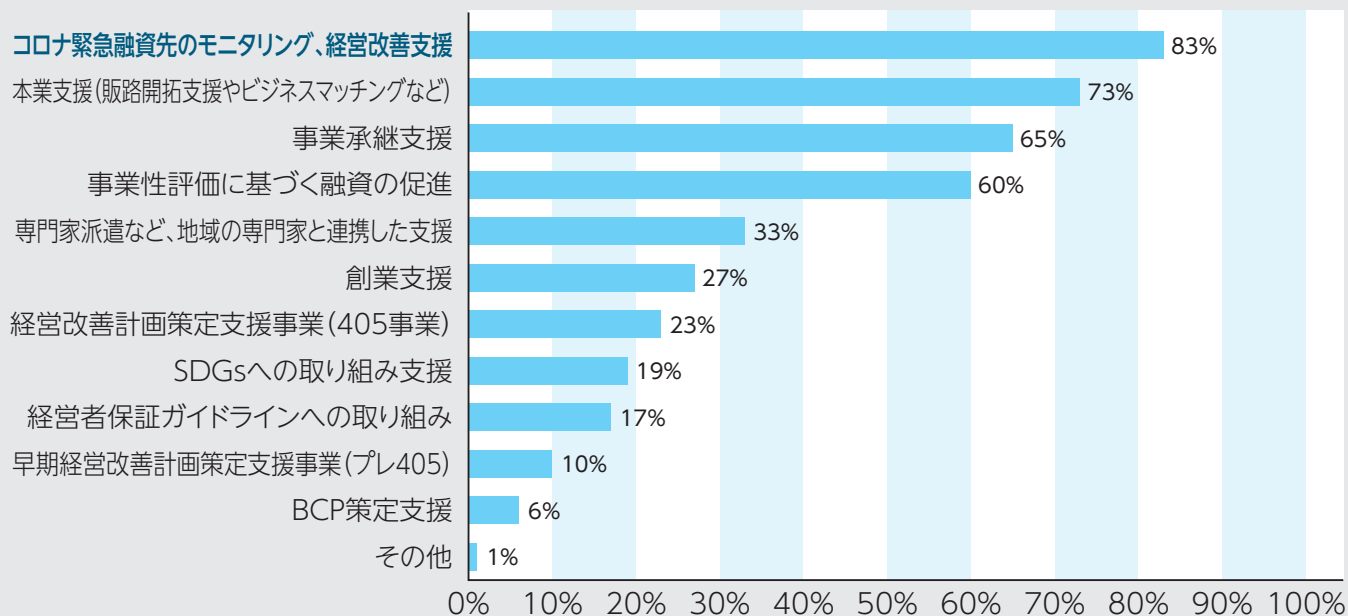
『TKCモニタリング情報サービス通信』および「TKCモニタリング情報サービス」に関するアンケートを実施いたします。ご協力よろしくお願いいたします。

■ アンケートは本サービスの推進、および今後のTKCからの情報発信に利用させていただきます。

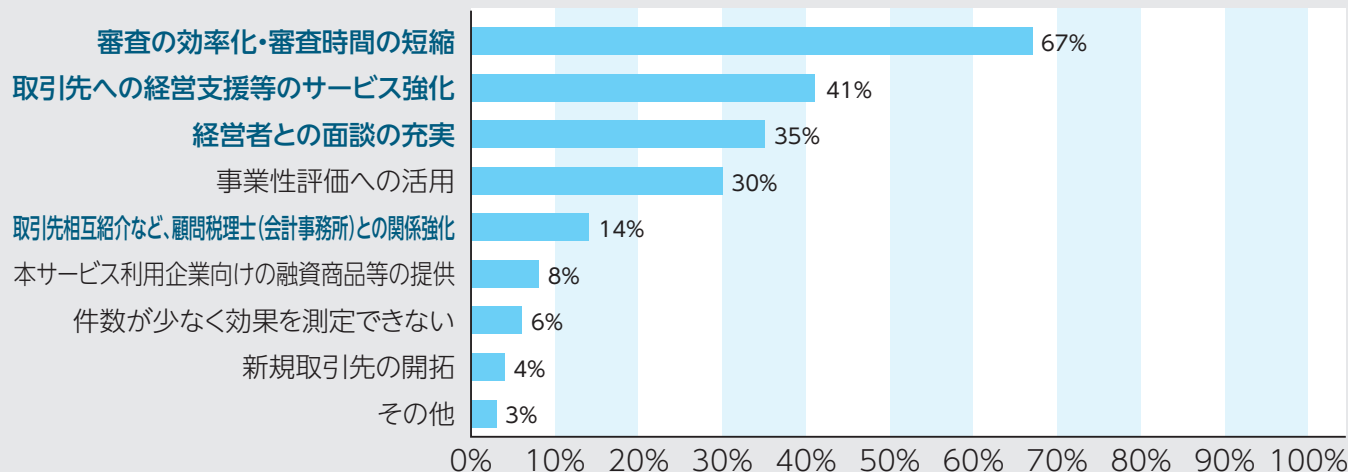
■ アンケート結果は『TKCモニタリング情報サービス通信』にてご報告いたします。

前回アンケート結果(一部抜粋)

【図表1】 本年(令和3年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ ※複数選択可(n=251)



【図表2】 MISの活用状況(効果) ※複数選択可(n=251)



認定支援機関である税理士の「伴走支援」で 中小企業の底力を引き出してほしい

角野然生中小企業庁長官と坂本孝司全国会会長との対談では、ポストコロナにおける中小企業の資金繰り支援や、経営改善と電子取引・インボイス制度への対応などDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む中小企業を行政、地域金融機関、税理士等の専門家が連携して支えていく「伴走支援」の必要性が語られた。

◎司会 本誌副編集長 内蘭寛仁

■とき…令和3年11月9日(火)

■ところ…中小企業庁長官室

現場主義がモットー。東日本大震災被災企業 への個別訪問で事業再開を支援

坂本 本日は公務ご多忙の中ありがとうございます。ウイズコロナ時代が本格化する令和4年に向けて、角野長官から

政府の最新の中小企業政策やその方向性をお聞きしたいと思います。

角野 どうぞよろしくお願いいたします。
——はじめに、角野長官が通商産業省（当時）を目指されたきっかけからお聞かせいただけますか。

角野 大学のときに、城山三郎の『男子の本懐』（新潮社）を読み、この国のために何か役に立ちたい、働きたいという思いから国家公務員を目指しました。当時、日米貿易摩擦など大きな経済問題が起こっていたこともあり、通産省の門をたたきました。

——入省後、特に印象に残っている仕事を振り返っていただけますか。

角野 入省して33年以上経ちますが、仕事に向き合う上で心がけてきたのは現場主義です。そうしたなかで最も印象深い仕事は、東日本大震災で被災した福島復興支援に取り組んだことです。

東日本大震災が起き、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出され、地元の大変多くの中小企業事業者の方が避難を余儀なくされていました。



対談

角野然生
中小企業庁長官

Photo：小坂直樹



巻頭

坂本孝司 TKC 全国会会長

そうした被災された事業者をすべて探し出し、個別に訪問して事業や生業の再開を支援する福島相双復興官民合同チーム（福島相双復興推進機構）を今から約6年前の平成27年8月にスタートさせました。私はその事務局長として現地に赴任しました。住民票を移して移り住み、私自身をはじめ百数十名のチーム員が全国の避難先を含め、原発事故で被災された中小企業を1社ごと個別に回りました。

坂本 まさに現場主義を地で行かれていますね。被災企業支援においてはそうした信頼関係、人間関係の積み重ねが特に大切になると思います。

角野 事業者の方からは、最初は大変厳しいお叱りも受けましたが、二度、三度とお会いして回数を重ねるうちに信頼

を得て、本音を話していただけるようになりました。例えば、「本当はもう一回ふるさとに戻って、祖父が立ち上げたお店をやりたい」などと前向きな言葉も頂くようになり、そこから事業再開を後押しする本格的な支援へと移行しました。最終的にチームとして5千以上の事業者の方を訪問して、そのうち1千以上の方々に専門家と連携してコンサルティング支援を行うことで事業再開に結びつけることができました。

事業者の方を役所側が個別に訪問して支援するこのような取り組みは明治以来過去に例のないものだと思います。結果として、このような中小企業支援を重ねることで福島復興を前進させることができました。

もう一つ印象深いのは、資源エネルギー庁時代に私の上司であった北川慎介資源燃料部長（当時／元中小企業庁長官）との経験です。当時（2007年頃）は原油価格が高騰し日本にとって大変厳しい時期でした。私は石油企画官としてサウジアラビア、中東諸国の石油をわが国の資源として確保するために北川部長と共に何度も現地を訪れました。王族を始め主要な高官などと信頼関係を構築し、粘り強い交渉をしたことも忘れられない出来事です。

坂本 いずれのご経験も現場主義を貫かれて、まず人との出会いを大切に信頼関係を紡いでいくという角野長官の姿勢が素晴らしいと感じます。

地域の「生態系」の一員である専門家が連携した中小企業の「伴走支援」が必要

——復興支援のお話がありましたが、実際に現場を回られて中小企業支援のあり方等について感じられたことはありますか。

角野 中小企業の方と直に現場で接する中で強く感じたのは、さまざまな困難や逆境に立ち向かっていく際に、経営者お一人では悩んでしまうことが非常に多いということです。

私たち官民合同チームが重視したのは、経営者に寄り添い、悩みや課題は何か、どんなご支援が必要かじっくり耳を傾けることです。「対話」と「傾聴」を通じて気づかされたのは、経営者ご本人が話をする中でご自身の頭の中が整理されていくということでした。第三者である我々と対話することで次第に「この経営課題が一番重要で最優先して取り組むべきだ」などご自身で気づき、納得して家族や従業員と一緒に前向きに一步を踏み出すケースが多くありました。

坂本 私も浜松で会計事務所を営んでいます。私も浜松で会計事務所を営んでいます。多くの経営者と接する中で、会計事務所も「聞く力」が求められていると感じます。その上で、数字をもとに会社の経営状態等に関する対話を行うことによって経営者が自ら課題に気づき、多くの場合、自ら改善策を語り始めてくれることも多いです。

また、職業会計人はもともと経営者の「親身の相談相手」であったといわれます。TKC会計人は、毎月関与先企業に出向いて全部監査を行う「月次巡回監査」を徹底しています。まさに「真実は現場にあり」です。角野長官が実践してこられた「現場主義」、「対話」と「傾聴」に共感いたします。

角野 経営者本人が納得して腑に落ち



るからこそ、目標に向かってしっかりと取り組もう、再チャレンジしようという底力を発揮されます。

—— 予期せぬ危機という点で今回のコロナ禍も重なる点があります。今後の中小企業政策の方向性をお聞かせいただけますか。

角野 中小企業経営者の方たちにとって、突然の危機という点では今のコロナ禍の状況も同様です。急激な環境変化への対応がさまざまに求められる大変な時代です。

経営資源が限られた中小企業において

は、経営者だけで自社の本質的な課題を見つかったり大きな変化に挑戦していくのは難しいものです。平時はもとより危機の時はなおさらです。この点について特に強調したいのは、経営者に寄り添う伴走者が必要ということです。行政もそうですし、税理士の皆さん、あるいは商工団体、金融機関などの方々すべてが中小企業の伴走支援の担い手になると思います。地域のネットワーク、いわば地域の生態系の一員として、行政も税理士も金融機関も中小企業経営者に寄り添って、伴走支援していくことが最も重要です。

—— 関東経済産業局長時代には財務局と連携して中小企業金融の面から支援を行われたと伺っております。

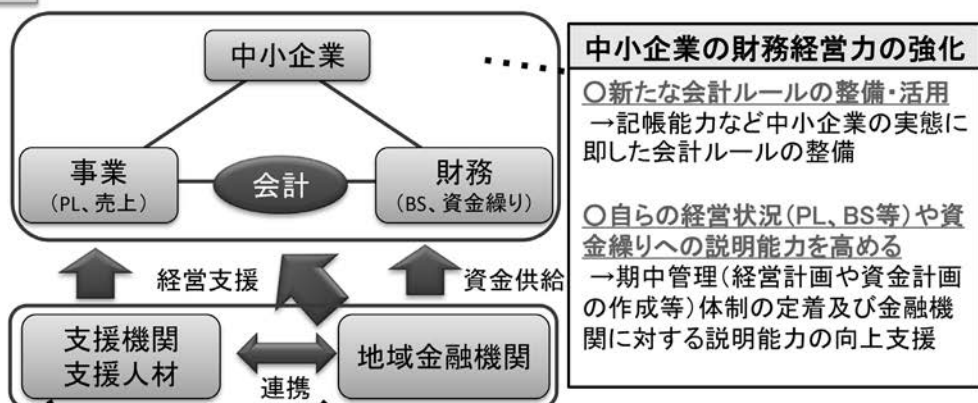
角野 2018年に、地域の中小企業支援に向けて関東経済産業局と関東財務局で連携協定を結びました。伴走支援の取り組み、オープンイノベーション、各種セミナーの共催などで中小企業施策を連携して進めましたが、地域の金融機関を見ている財務局との連携は中小企業支援において非常に有効と感じました。

認定支援機関制度創設と中小会計要領制定 —— 経営者の気づきの第一歩に会計がある

—— 2012年の認定経営革新等支援

3-④. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

具体的な施策のあり方



経営支援の担い手の多様化・活性化

○経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置
→商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、経営支援の担い手の多様化・活性化が図られるよう法的措置の検討

支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

○金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進
→改正された監督指針の着実な実施 等

○支援機関と金融機関の連携強化
→中小企業支援ネットワーク強化事業の活用(専門家の活用)、経済産業局と地域金融機関の連携強化に向けた「金融連携プログラム」の一層の推進

○高度、専門的な支援人材の育成
→優れた支援機関(支援人材)が地域金融機関等の新たな担い手となる人材を受け入れて研修を行う事業に係る補助

(出典：中小企業庁ホームページ)

機関制度創設に、坂本会長は民間の立場から関わりました。制度の趣旨や狙いについてあらためてお話しください。

坂本 貴庁が所管される制度について、当方からご説明するのは恐縮ですが、極めて重要な制度ですのであらためて全国のTKC会員、職員の皆さんに正しく理解して現場で実践してほしいという思いから、ご説明させていただきます。

2011年6月、東日本大震災で傷んだサプライ・チェーン、中小企業の経営を強くしていくことを目的に、経済産業省に「中小企業政策審議会企業力強化部会」が発足して、私も税理士として委員に任命されました。

また同じ頃に、中小企業庁と金融庁が共同事務局で運営されていた「中小企業の会計に関する検討会」の委員も務めていました。

委員の中には中小企業の実態をあまりご存じでない方もおられ、私はわが国の中小企業

のポリシー・ゾーンや実態をご説明し、そこをしっかりと強くしていくために「会計で会社を強くする」という発想に立つべきと提言しました。「戦後、青色申告制度が導入され、平成元年から導入された消費税が帳簿方式を採用したこともあり、事業者が税法上の帳簿書類を備え付けるという慣習が定着している。これらの帳簿を、青色申告制度等税務面だけでなく、商法商業帳簿の面から、世界に誇り得る国家のインフラとして活用すべき。また、川上から中小企業を支援する従来のやり方では個々の中小企業に支援が届いていない」とお話ししたのです。

加えて、日常的に中小企業の経営者に接しているのは雨の日も風の日もオートバイを走らせて訪問している信用金庫の職員の方と、日本の法人の9割以上に関与している税理士事務所であり、この二者を活用すべきと申し上げました。

当時の経済産業省・中小企業庁の担当者には私の意図を全て理解し、それを図表にまとめられました(図表)。支援機関・支援人材に従来の商工会等に加えて税理士等の専門家を認定し、地域金融機関とも連携して中小企業支援にあたる。その中心、ポイントになるのが「会計」と図解されたのです。

当時、「会計の基準は一つで、大企業

も中小企業も同じ会計基準を使うべき」というシングルスタンダード論が大勢を占めていました。そういう中で、中小企業庁の皆様が大勢におもねることなく、中小企業会計と大企業会計とは性質が違うことを示され、中小企業向けの会計（中小会計要領）が作られました。私は日本を良くしたいという皆様の覚悟に感銘を受けました。この経緯については当事者の北川慎介元中小企業庁長官が『中小企業政策の考え方』（同友館、2015年）において詳細に解説されています。

角野 いま坂本会長からお話を伺い、認定支援機関制度、中小会計要領制定の歴史を私自身あらためて振り返り、その重要性を一層感じています。伴走支援においても、経営者の気づきの第一歩に会計があり、「経営の見える化」を行っていくことが重要だと思っています。

現在、認定支援機関として大変多くの税理士の方に活動していただいています。法律に基づいてこの制度が創設されたのも、中小企業を支援する多様な力を結集した伴走支援が不可欠からです。その原点を忘れずに、今後も制度を生かしていきたいと思っています。

坂本 T K C全国会では、令和2年6月に『T K C会計人の行動基準書』を改定し、「認定経営革新等支援機関の職務」

という項目を設けました。具体的には「認定経営革新等支援機関の職務とは、中小企業等経営強化法の定めに従い、経営革新、経営力向上等を指す中小企業を支援するために、その財務内容や経営状況等を分析し、事業計画等の策定、実施に係わる指導及び助言を行うことをいう」と明記しています。

「法に社会形成力あり」といいます。今後中小企業のために認定支援機関制度を縦横無尽に活用していただきたいと思っています。

「対話」と「傾聴」を通じて経営者自身が本質的な課題に気づく過程が最も重要

——認定支援機関制度が創設されてから、経営改善計画策定支援事業（405事業）や早期経営改善計画策定支援事業（プレ405事業）の計画策定支援、特例事業承継税制の特例承継計画申請時における指導・助言というスキームも作られました。

角野 このコロナ禍においても認定支援機関制度は、事業再構築補助金などさまざまな中小企業支援施策に生かされています。

坂本 事業再構築補助金は私の事務所の関与先企業も活用させていただきまし

た。審査は厳しく、経営の磨き上げをしつかり行っていく必要がありましたが、逆にその点が素晴らしいと感じました。

角野 特に大切なのは、補助金を受け取ることではなく、そのプロセスにおいて事業者の方が気づきを得て課題を見つけ、やる気を持って取り組んでいただくことです。

私たちはよく会社の「自己変革力」と呼んでいます。現在のコロナ禍や、今後本格的なデジタル化、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略等の大きな構造変化を迎える中で、会社自身が変わろうとする経営の自己変革力を身につけることが大切となります。

この点についても経営者お一人で課題にたどりつくのは難しいため伴走支援が求められますが、気を付けたいのは、伴走支援という問題解決型の支援に傾きがちであるということです。補助金や支援策の案内、解決ツールの提供など、最初から結論を示してしまう。

もちろんそれも大事でしょうが、その前に、「会社が本当に目指すことは何か」「経営の本質的な課題は何か」などについて伴走者が聞き、対話と傾聴を通じて、経営者本人が気づいていく過程こそ重要です。そうした前向きな経営者の意識があつてはじめて補助金などさまざまな支



援施策が真に生きてきます。

坂本 ポス

トコロナが本格化する中で、資金繰り支援のために、今後、TKC全国会ではポストコロナ持続的発展計画事業（早期経営改善計画策定支援事業・

「優良な電子帳簿」の圧倒的な拡大と関与先企業のDX支援に力を入れていく予定です。

坂本 具体的には、全国のTKC会員事務所が主催で、関与先企業のDX支援（電子取引・インボイス制度対応）と資金繰り支援（早期経営改善計画策定支援事業等）をテーマに、「TKC経営支援セミナー」を開催します。

角野 行政としても中小企業のDX支援はしっかりと実施していきます。デジタル化が待ったなしという状況の中で、中小企業はそれを乗り越え、また生産性を高めていくことが重要です。IT導入補助金などさまざまな施策がありますが、さらに拡充していきます。

——最後に認定支援機関である税理士への期待などお言葉をいただけますか。

角野 中小企業の経営環境が大きく変化していく中で、これまで以上に認定支援機関の皆さんをはじめ、地域の支援ネットワークにおける連携した取り組みが欠かせないと考えています。

なかでも経営者の方が気づきを得るという点で、最も身近な相談相手である顧問税理士の皆さんの支援は重要です。全国のTKC会員の皆さんが中小企業のポストコロナにおける伴走支援をしてくれるのは大変心強く、大いに期待しております。

ます。

坂本 中小企業の現場をよくご存じの角野長官からそうおっしゃっていただくと励みになります。東日本大震災で傷んだサプライ・チェーン、とりわけ中小企業の経営を強化する目的で、貴庁が立案してくださった認定支援機関制度が、約10年経ったコロナ禍においても大きな役割を果たしております。我々TKC会計人は、認定支援機関業務を「税理士の4大業務（税務、会計、保証、経営助言）」の中の経営助言と位置付けて全力を注いでいます。ポストコロナにおいて、経営者に受け身ではなく、よしやってやろうという気持ちにだけなっていないだけるか、我々顧問税理士、認定支援機関の伴走支援のテーマとして、総力を挙げて全力で取り組んでまいります。

（構成／TKC出版 内藺寛仁・清水公一朗）

角野然生◎かどの・なりお

1964年生まれ。東京都出身。88年東京大学経済学部卒、旧通商産業省（現経済産業省）入省。資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課長、大臣官房参事官（製造産業局担当）、福島相双復興推進機構専務理事等を経て、2018年関東経済産業局長、20年復興庁統括官。21年7月に中小企業庁長官に就任。

ポストコロナにおける中小企業のDX対応、経営改善に向けた伴走支援に期待

——それに加えてTKC全国会では電子取引・インボイス制度対応を通じた

金融ジャーナル社発行の『金融ジャーナル』（2021年11月号）の「総特集 信金・信組 対面の意義／PartⅡ Face to Faceの価値とは」に、神戸大学経済経営研究所所長の家森信善氏による「待ち受ける現実 ポストコロナの事業継続・承継支援——日常的な事業支援が発揮する仕組み」が掲載された。「TKC月次指標（月次BAST）」の借入金月の商倍率（規模別・業種別）が分析され、規模の小さな企業ほど返済余力が乏しい状態にあると述べられている。金融ジャーナル社ご了解のもと本誌に転載させていただく。

総特集 信金・信組 対面の意義／PartⅡ Face to Faceの価値とは

待ち受ける現実

ポストコロナの事業継続・承継支援 ——日常的な事業支援が発揮する仕組み

神戸大学 経済経営研究所 所長 家森信善

信用金庫や信用組合の顧客基盤である小規模企業ほど、コロナ禍の影響が深刻である。コロナ禍によって小企業は、事業の継続や承継を諦める傾向が見られる。

日常的な事業支援の一環として位置づけて、事業継続・承継支援に継続的に取り組むべきである。

コロナ禍が中小零細企業に与えた影響

多くの信金・信組は危機感をもって事業継続・承継支援に取り組んでいる。しかし、企業の機微な決断を察知する力が弱いと、タイムリーな支援ができない。顧客に寄り添う姿勢という強みを生かして、

東京商工リサーチの調べによると、2021年上半年期の全国の企業倒産（負債額1000万円以上）の件数は、前年

同期比23・9%減の3044件であった。上半期としては過去50年で2番目に少なく、コロナ禍にもかかわらず、企業倒産はむしろ少なくなっている。また、コロナ禍の影響が懸念される飲食業や宿泊業、アパレル関連も倒産が減少している。

マクロ経済の落ち込みに比べて、倒産が少なく済んでいるのは、政府による前例のない金融支援が功を奏しているからである。いわゆる「ゼロゼロ融資」では、金利や保証料が実質的にゼロとされ、元本の返済の据え置きも認められているため、業況の厳しい中小企業でも当面の資金繰りには問題が生じにくい。

しかし、借金はいずれ返済しなければならぬ。累増した借入れを返済するだけの利益を、これから生み出せるかが焦点になる。その点で、信金・信組にとっては、主たる取引先である零細企業ほどコロナ禍の悪影響を受けていることに、注意が必要である。

例えば、中小企業の債務返済能力が悪化していることを見るために、TKCがインターネットで公表するようになった「TKC月次指標（月次BAST）」から、借入金の月商倍率を調べてみた。月次

BASTは、TKCシステムで会計処理及び税務申告を行っている法人約25万社の月次決算データを元にしたものであり、月次で中小企業の動向を知ることのできる貴重なデータである。

ここでは、深刻な状況にある企業の比率として、借入金の月商倍率が12カ月以上のサンプル（つまり、年商よりも多い借り入れをしている企業＝年商超過借入企業と呼ぶことにする）の比率を見ることにした。

まず、全サンプルでは、コロナ禍前の2019年12月には、この値は22・2%であったが、2020年5月には31・3%に急上昇した。幸い、2021年5月には25・0%まで低下している。コロナ禍前よりは悪化しているが、劇的にひどい状況とまでは言えない。

しかし、規模別にみると別の状況が浮かび上がる。図表1は、年商をベースにした企業規模別に年商超過借入企業比率（2021年5月）を整理したものである。年商5000万円未満の小さな企業では、3社に1社が年商を超える借り入れをしていることになる。年商20億円以上の企業になると、この比率は10%以下

図表1 借入金対月商倍率が12カ月以上の企業比率 (%)

売上規模	年商超過借入企業比率
0.5億円未満	33.5
0.5億円以上1億円未満	25.0
1億円以上2.5億円未満	19.9
2.5億円以上5億円未満	15.5
5億円以上10億円未満	13.6
10億円以上20億円未満	9.3
20億円以上30億円未満	5.8
30億円以上	6.2

注：2021年5月の計数（2021年8月16日閲覧）

出所：TKC月次指標（月次BAST）

となっているのと対照的である。つまり、信金・信組の主たる取引先である、規模の小さな企業ほど返済余力が乏しい状態にあり、コロナ禍からの再生支援においては、信金・信組の顧客が主戦場になりそうなのである。

また、業種別に見ると容易に想像できるように、「宿泊業、飲食サービス業」のダメージは深刻である。同業種の2019年12月の年商超過借入企業比率は21・4%であったものが、2021年5

月では47・4%まで急増している。特に、年商5000万円以下の「宿泊業、飲食サービス業」になると、年商超過借入企業比率は半数を超えている（51・9%）。

潜在的に広がる廃業意向

コロナ禍において廃業意向が広がっていることを示す調査結果を、2つ紹介しよう。

まず、大同生命は、毎月、中小企業に対するサーベイ調査を実施している。2020年9月の調査では、「事業承継と後継者育成」に焦点が当てられた（回答者1万3228社）。

コロナ禍前の2019年1月において、事業承継の意向について尋ねた際は、73%が承継の意向を示していたが、コロナ禍の2020年9月調査ではその値が58%まで激減している。これがサンプルの違いによるものではないことを確認するために、2019年と2020年の両方に回答した企業について、大同生命から特別にデータを提供してもらって分析したところ、やはり事業承継の意向は78%から64%に低下していた。

筆者らは、経済産業研究所の研究プロジェクトとして、2020年11月に約5000社の法人企業から回答を得たアンケート調査を実施した^{*1}。そこでは、コロナ禍前（2020年1月）とコロナ禍後（2020年11月）での事業承継の意向について尋ねている。

図表2にその結果をまとめている。わずか10カ月間に、廃業の意向は2.8%から4.3%へと1.5ポイントも増加している。また、(図表には示していないが)従業員1～20人企業では、廃業の意向が4.1%から7.0%に急上昇している。対照的に従業員51人以上の企業では廃業意向には変化がなかった(いずれも約1・55%)。

休業が意味するもの

帝国データバンクが公表している「2021年上期の全国企業の休業・解散の動向の調査結果」(2021年7月13日)によると、2021年上期に全国で休業・解散を行った企業(個人事業主を含む)は2万8400件で、前年同期比4.6%減であった。

休業は減っているが、倒産に比べる

図表2 コロナショックの前後での事業継続の意向の変化

	コロナ禍前 (A) (%/件)	コロナ禍後 (B) (%/件)	(B) - (A) (ポイント)
親族内承継を考えていた (いる)	24.3	23.1	-1.23
役員・従業員承継を考えていた (いる)	14.6	13.4	-1.26
M&Aや営業譲渡を考えていた (いる)	3.7	4.8	1.18
外部人材への承継を考えていた (いる)	1.2	1.3	0.13
1～4以外の方法による事業承継を考えていた (いる)	1.9	2.6	0.7
現体制での継続を考えていた (いる)	51.6	50.5	-1.04
事業の継続をするつもりはなかった (ない)	2.8	4.3	1.52
回答件数 計	4,083	4,058	-

出所：「新型コロナウイルス感染症下における企業実態調査の概要」(RIETI 21-J-029/2021年6月)

と減り方が少ない。特に、旅行業やホテル・旅館など観光関連産業では、過去最多ペースに迫る高水準の休業が続いている。帝国データバンクは、「経営再起への諦めムードが広がっている」と指摘している。〆諦めムード〆は金融支援だけでは解決できず、本業の回復が不可欠である。

ズルズルと事業を引き延ばして傷を深くするよりも、早期に事業を閉鎖する方が良い場合もある。しかし、新しい企業が生まれてこなければ、信金・信組の取引先が減ってしまうことになる。この点について、信金中央金庫「全国信用金庫概況」により、信金の貸出先数を確認すると、2010年3月期に全国の信金の貸出先(企業)は121万社であったが、2020年3月には113万社まで減少していた。

コロナ禍でのゼロゼロ融資が伸びて2021年3月には123万社に増えているが、これは一時的なものであると考えられる。実際、信金活動の基盤になる会員数は、2020年度においても914万人から909万人へと減少している。

今、信金・信組に求められる対応

金融支援によって倒産は抑制されているものの、コロナ禍による本業の不振によって、今後、事業の継続や承継を諦める企業が増える恐れが強い。もちろん、多くの信金・信組はそうした事態に対して危機感を持って、多様な支援を提供する体制を整備しつつある。実際、2003年のリレーシヨシップバンキング機能の強化への金融庁の取り組み以降、金融機関の支援能力は確実に高まっていることは、筆者の調査でも確認済みである^{*2}。しかし、残念なことは、多くの金融機関が「待ち」の姿勢で対応していることである。廃業のような深刻な問題になればなるほど、企業は金融機関への相談を躊躇している。結果として、金融機関が廃業を知った時には、（業容を回復するには）手遅れとなる。

1つの好事例を紹介しよう。筆者が2020年11月に主催したシンポジウムにおいて、作田誠司尼崎信用金庫理事長があげられたM&A案件である^{*3}。80歳を超えた運送業の経営者は、自社がM&Aの対象になるとは考えておらず、

廃業をするつもりであった。良かったことは、同金庫の職員がM&Aによる事業承継の可能性やそのメリットを辛抱強く説明し、M&Aの相手先探しや交渉などにも寄り添って対応したことで、事業承継が成功したことであった。そうした信金職員の努力がなかったら、価値ある企業が地域から消えてしまっていたのである。また、筆者の兵庫県信用保証協会との共同研究の結果からは、金融面でのサポートがあれば従業員承継が増える可能性があることが分かっている^{*4}。金融面でも、まだまだやれることが残っているのである。

地域金融機関の事業承継支援の強みは、企業のライフステージに応じた支援の環境として位置づけられる点であり、例えば、経営者が若い時からきちんとした事業計画を作るよう習慣づけておくことは、計画的な事業承継にとって非常に有効であることも分かっている。

コロナ禍で事業承継支援の必要性はますます高まっている。経営陣が発破をかけてもなかなか進まないとしたら、それは日頃からの顧客との関係性を築く努力が不足していたことの結果である。顧客

に寄り添う姿勢という強みを生かした事業支援の力を磨くことしか、信金・信組の生きる道はないことを肝に銘じて欲しい。

*1 植杉威一郎・小野有人・本田朋史・荒木祥太・内田浩史・小野塚祐紀・川口大司・鶴田大輔・深沼光・細野薫・宮川大介・安田行宏・家森信善「新型コロナウイルス感染症下における企業実態調査の概要」(RIETI 21・J・029/2021年6月)。

*2 家森信善・米田耕士「金融機関の人材支援に対する中小企業の期待と不安―2020年『中小企業に対する金融機関の人材支援に関する調査』の結果の概要―」(神戸大学経済経営研究所／RIEB DP 2021・J01/2021年1月)。

*3 家森信善編著「地域金融機関と信用保証協会の事業承継の支援」(経済経営研究叢書「金融研究シリーズ No.9」/2021年3月)。

*4 家森信善編著「地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度 地域企業の発展に貢献できる地域金融を目指して」(中央経済社/2020年8月)。

家森 信善(やもりのぶよし)

1963年生、滋賀県出身。名大教授などを経て、2014年より神戸大経済経営研究所教授。2021年より同所長。財務省・財政制度等審議会専門委員、中小企業庁・中小企業政策審議会臨時委員、地域経済活性化支援機構(REVIC)社外取締役などを務める。

税理士、金融機関との連携強化で よりスムーズな融資が可能に

山梨県北杜市に拠点を置き、生花やドライフラワーの栽培から販売まで手掛ける Flowers for Lena (フラワーズ・フォー・レナ)。顧問税理士と金融機関との緊密な関係構築で事業を順調に成長させている。鈴木徹社長と経理担当の鈴木珠実さん夫妻、鈴木博之顧問税理士、池崎陽子巡回監査担当、山梨県信用農業協同組合連合会食農法人営業部の広瀬克弥氏に、TKCシステム活用の現状などを聞いた。

人気のドライフラワーを 生花の栽培から一貫生産

——もともとは野菜農家だったとか。
鈴木徹社長（以下社長） 神奈川県横須賀市で雑貨店を営んでいましたが、農業を志し2001年に新規就農者としてここ山梨県北杜市に移住しました。最初はニンニクを中心とした野菜の有機栽培を手掛けていましたが、あるとき、連作障害を予防するために裏作で植えていたソルガムや麦を、ドライフラワーの材料として譲ってくれないかという人が現れたのです。その後、ドライフラワー需要の高まりを知り、ドライフラ



鈴木珠実さん



鈴木徹社長

ワー用の花き類や生花の栽培を始めました。
——落ち着きのあるナチュラルな雰囲気のお店が印象的ですが、直営店を出した経緯は？
社長 土壌改良を目的として土にすき込んでいた麦を束にして買い取ってくれるので、当初は助かると考えていましたが、とにかく単価が安かったため、花き類とおしゃれに取り合わせて直販することにしたのです。作業場として借りていた荒れた土地をDIYで整備し、小さな屋台から販売を始めました。自動車の通行量の多い県道沿いの土地だったので、いかに乗車中の人たちの目を引くかを考えてディスプレイしています。
——販売している生花の種類を教えてください。
社長 生花のシーズンはだいたい6月から10月ですが、1・8ヘクタールの畑でダリアやセンニチコウ、ヒマワリ、ラベンダー、ベニバナなど約60種類の花、10種類の雑穀を栽培しています。基本的には季節に応じた花を露地で栽培しています。
——栽培方法にもこだわりがあるとお聞きしました。
社長 ニンニクの栽培は最初から有機栽培だったので、花の栽培でも化学肥料を使わず、一部は自分たちで



収穫してすぐに専用ドライルームで乾燥



ドライフラワー売り場



店舗外観

作ったたい肥を使用しています。ただ花を虫に食べられてしまうと商品にならないので、害虫や病氣予防で最小限の薬剤は散布しています。

——ドライフラワーの特徴を教えてください。

社長 通常花屋さんでは、ドライフラワーを作るのに生花を市場で仕入れて加工しますが、当社ではドライフラワーに使う草花を自前で栽培しています。発色の良いドライフラワーを作るためには収穫後できるだけ早く干したほうが良いのですが、市場で仕入れる生花は収穫してから3日は経過しています。しかし当社では花を収穫したその日のうちに干すので、仕上がりの発色の良さが特徴となっています。またこの地域は標高が高く、日中と夜の寒暖差が大きいため、他の産地の花とはまた異なった発色の仕方をするのも特徴だと思います。

——専用のドライ室も完備されているそうですね。

社長 材料となる花の鮮度の次に重要なのは乾燥スピードです。自然乾燥の場合、梅雨の6、7月など湿度が高い時期にはどうしても乾燥時間が長期化します。花は完全に乾燥するまで水分を吸ったり、吐いたりすることで、発色が悪くなってしまう



鈴木博之顧問税理士



広瀬克弥氏



池崎陽子巡回監査担当

高まっていますが、都心にお住まいの方などは「高いもの」というイメージをもたれているようです。しかし当社は生花の生産から一貫して手掛けているので、よりお求めやすい価格で提供することが出来ます。当社の店舗は観光地にあるので都心部から多くのお客さまが訪れています。が、安くて高品質のドライフラワーがあると想像していただけではないのではないのでしょうか。年間の売上高でみると販売期間が春から秋の6カ月限定される生花の倍以上の売り上げに達しています。

慣れないパソコン入力もリモートディスプレイで支援

——鈴木先生と顧問契約を結んだ経緯について教えてください。

鈴木珠実さん 前の顧問税理士の方は甲府市内の事務所だったため、地元で地域密着型の新しい税理士の先生を探そうと、地元のフリーペーパーの広告を見て連絡をしたのが鈴木博之先生の事務所でした。それまでは、経費が月々どれくらいかかって

いるのか、人が足りない状況で臨時に雇用を増やしてよいのかなどの経営課題に対する明確な判断材料がない状況でした。そのような経緯もあり、新しく契約する税理士事務所に



雑貨コーナー



は、とにかく経営のどんぶり勘定をあらため、頻繁にコミュニケーションをとれるところにしたと思っていました。鈴木先生にはじめてお会いしたときに「とにかく予算を組んで、四半期ごとに実績を確認していきますましよう」とはっきりとおっしゃったので、安心しました。

鈴木博之税理士 私から見ると社長と珠実さんはまさに「ドリーマー」で、生花やドライフラワーにとどまらずカフェをオープンするなど新規事業にも積極的です。ときには金融機関から無茶だと思われることもあるようですが、その間を取り持つて、周囲との調和も意識しながら、夢の



実現に向けて企業に寄り添うのが私たちの仕事。税理士事務所は仕事柄どうしても結果の数字だけで話しがちですが、レナさんとは目標を共有しながら予算や将来のことについてより多く話し合うことができていくのがうれしいですね。夢をかなえるためには計画が絶対に必要だということも社長ご夫妻にはよく理解していただけていると思っています。

——TKCシステムを導入された理

由について教えてください。

池崎陽子巡回監査担当 『FX農業会計』を導入した一つ目のポイントは、部門別管理機能です。現在農業、雑貨、カフェ部門の三つで管理しており、農業部門に生花とドライフラワーがぶらさがっている構造になっています。二つ目は経理業務の合理化です。以前は、奥さまがあらかじめ経営データをまとめ、それを会計事務所に渡していました。これを奥さま自らが『FX農業会計』に入力して財務管理を行う自計化のスタイルに改めました。

——入力作業には慣れましたか。

珠実さん パソコンがあまり得意ではなくはじめは心配でしたが、分からないことがあれば池崎さんに丁寧に教えていただけるので、とても心

強く思っています。また会社のパソコン画面を共有しながら説明を受けることができる「リモートディスプレイサービス」もとても便利だと感じています。

——「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を利用して決算書データと月次試算表データを金融機関に提供しているのだから。

鈴木税理士 MISでは電子申告したデータがそのまま送信されるので、金融機関の会社への信用度が高くなると考えています。また社長ご夫妻はお忙しいので、少しでも無駄な時間を減らす必要がありますが、決算が終わって金融機関に決算書を持つていく手間を省くことができるようになりました。

社長 MISの一番の利点は、金融機関との信頼関係を築けること。経営の実態が見えなければ資金を貸す方も慎重にならざるを得ないと思いますが、正確な財務状況と今後の展望について情報共有ができていれば、「レナさんだったら融資しましょう」とスムーズに事が運ぶかもしれません。土地の購入や店舗建設の際の資金調達では山梨県信連さんにお世話になってきましたが、MISを利用してから鈴木先生を交えた3者の信頼関係がより強固になったように感

じます。

広瀬克弥氏 貸し付けのメインとなっているのは日本政策金融公庫さんですが、その窓口になっているのがわれわれ山梨県信用農業協同組合連合会(山梨県信連)です。鈴木先生が組んだ年度の予算を参照しながら、運営費や運転資金をサポートさせていただけていますが、金融機関側からみてMISは非常にありがたいサービスだと感じています。レナさんの場合においても年度予算に対する進捗状況、月次の数字がどんな動きの結果出てきたのかが非常にわかりやすく把握できます。われわれは一般の金融機関とは異なりJAの看板を背負っていますので、今後も農業者を第一に考え親身になって支援していきたいと考えています。

——今後の抱負は？

社長 現状の栽培面積を基本的に維持しながら、「畑」を担当してくれる従業員を育成していきたいと考えています。そして、より基盤がしっかりした段階で、野菜などの食材の生産、レストランの展開も検討していきたいですね。テーブルに座って話をしながら落ち着いてパーティーやイベントを楽しめる、そんな空間作りができればうれしいですね。

株式会社 Flowers for Lena

設立 2019年6月
所在地 山梨県北杜市大泉町西井出 8240-1069
社員数 7名



顧問税理士 鈴木博之
鈴木博之税理士事務所

山梨県北杜市長坂町長坂上条 2533-24
長坂ステーションビル 441



1万名超の税理士集団
TKC全国会



金融機関の皆さま。
電子帳簿には、2種類あることをご存じですか。



7日以前に入力した仕訳を訂正削除した場合はその履歴を残し、
帳簿間の関連性も確認できるのが「優良な電子帳簿」。これなら青色申告が取り消されることはありません。

今回の法律改正により、令和4年1月から電子帳簿は「優良な電子帳簿^{※1}」と「その他の電子帳簿^{※2}」に区別されます。「優良な電子帳簿」は、7日以前の過去仕訳の訂正削除履歴を残すことが要件(改正電子帳簿保存法施行規則第5条第5項第1号)です。「その他の電子帳簿」ではそのような履歴を残す必要はないとされました。これは実に不可解な改正です。TKCの会計ソフトは、率先して「優良な電子帳簿」の法的要件を満たし、日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)から国内初となる認証を受けています。「優良な電子帳簿」を作成する中小企業が増えれば、金融機関の皆様にとっても、決算書への信頼が高まり、融資リスクの回避につながります。TKCは、決算書の基礎となる「会計帳簿の信頼性(証拠力)」の確保に向けて力を尽くしてまいります。

※1 優良な電子帳簿:電子帳簿保存法施行規則第2条及び第5条の要件を満たす電子帳簿 ※2 その他の電子帳簿:電子帳簿保存法施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿

トレーサビリティに優れた
信頼性の高い
TKCの会計ソフト

日々の取引から決算・申告まで一気通貫で処理するTKCの会計ソフトはトレーサビリティに優れています。「頂上(決算書)」から振り返った時、「麓(日々の取引の証憑)」からどの道を通ってきたかがわかる仕組みなので迷うことはありません。



「優良な電子帳簿」なら、TKCの会計ソフト

専任の経理担当者がいない企業から、年商50億円企業まで。規模に合わせたラインナップを用意しているTKCの会計ソフトについて、詳しくはコチラ

TKC 会計ソフト

検索



TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区堀場町2番1号 軽子坂MNビル4階 ☎03-3235-5511 🌐<https://www.tkc.jp/>

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和3年11月30日現在

金融機関名		本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
				決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
政府系金融機関					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	44,581	-
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	6,889	1,672
都市銀行					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,693	840
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,219	489
3	みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,761	360
4	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,638	318
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,906	309
地方銀行・第二地方銀行（上位50行）					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,868	970
2	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,020	263
3	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,976	448
4	足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,798	453
5	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,770	345
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,538	345
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,436	244
8	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,411	394
9	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,314	287
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,163	361
11	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,049	356
12	京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,021	265
13	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,001	313
14	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,983	216
15	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,814	247
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,812	265
17	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,719	226
18	北國銀行	石川県	平成28年11月	1,710	251
19	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,686	264
20	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,646	197
21	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,617	143
22	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,606	200
23	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,536	221
24	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,508	349
25	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,477	166
26	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,474	193
27	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,434	220
28	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,409	127
29	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,378	207
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,326	119
31	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,278	165
32	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,266	180
33	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,229	192
34	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,216	155
35	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,194	145
36	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,169	398
37	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,167	82
38	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,150	197
39	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,138	110
40	三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,131	185
41	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,120	151
42	琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,108	112
43	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,080	98
44	百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,078	126
45	東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,060	166
46	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,056	116
47	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,048	111
48	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,010	140
49	肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	962	81
50	大光銀行	新潟県	平成29年 6月	937	162
上記以外の地銀・第二地銀			計	28,326	4,509

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
信用金庫(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静 岡 県	平成29年 1月	2,131	535
2 多摩信用金庫	東 京 都	平成29年 8月	1,772	263
3 京都信用金庫	京 都 府	平成28年11月	1,618	322
4 埼玉縣信用金庫	埼 玉 県	平成30年12月	1,613	214
5 しずおか焼津信用金庫	静 岡 県	平成29年 6月	1,295	469
6 京都中央信用金庫	京 都 府	平成29年 1月	1,187	175
7 西武信用金庫	東 京 都	平成28年12月	1,174	185
8 大阪シティ信用金庫	大 阪 府	平成30年 5月	1,144	94
9 城北信用金庫	東 京 都	平成30年 5月	1,107	149
10 岐阜信用金庫	岐 阜 県	平成28年10月	1,101	117
11 広島信用金庫	広 島 県	平成30年 6月	1,083	71
12 巣鴨信用金庫	東 京 都	平成29年 5月	1,034	165
13 島田掛川信用金庫	静 岡 県	平成30年11月	1,020	355
14 北海道信用金庫	北 海 道	平成29年 3月	1,016	78
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	949	54
16 東京東信用金庫	東 京 都	平成29年 1月	939	107
17 尼崎信用金庫	兵 庫 県	令和 2年 2月	932	89
18 朝日信用金庫	東 京 都	平成28年10月	924	83
19 飯能信用金庫	埼 玉 県	平成29年 6月	907	138
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	870	53
21 おかやま信用金庫	岡 山 県	平成29年 9月	849	143
22 帯広信用金庫	北 海 道	平成29年 1月	808	52
23 岡崎信用金庫	愛 知 県	平成28年10月	807	138
24 城南信用金庫	東 京 都	平成30年 2月	756	68
25 碧海信用金庫	愛 知 県	平成30年 7月	744	127
26 大阪信用金庫	大 阪 府	令和元年12月	735	43
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	710	117
28 青梅信用金庫	東 京 都	平成28年12月	707	80
29 北おおさか信用金庫	大 阪 府	平成31年 1月	680	73
30 瀬戸信用金庫	愛 知 県	平成29年 2月	675	78
上記以外の信用金庫		計	41,664	6,847

信用組合(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	782	253
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	638	69
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	350	24
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	322	52
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	307	50
上記以外の信用組合			計	5,854 1,016

信用保証協会(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	2,841	139
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,093	301
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1,854	659
4 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,333	122
5 長野県信用保証協会	長野県	令和元年10月	1,022	190
上記以外の信用保証協会			計	11,132 2,171

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	74,768	7,657
2 地銀・第二地銀	99	98	111,223	16,236
3 信用金庫	254	246	72,951	11,482
4 信用組合	130	71	8,253	1,464
5 信用保証協会	51	36	20,275	3,582
6 その他	-	9	271	69
合計	544	470	287,741	40,490

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(470機関)

令和3年11月30日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
さらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行

大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
古川信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
奥町信用金庫
青梅信用金庫

多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のり共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫

諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富士掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行

大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永信信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.46

発行日 令和3年12月27日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNEビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 酒井・関口・井上・東城